

工場 設置 変更 認可申請書

年 月 日

三 鷹 市 長 殿

住所

氏名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第81条第1項

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第82条第1項 の規定により認可を受けたいの

で、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既 認 可 番 号 等	認 可 番 号 ・ 年 月 日	第 号	年	月	日
	変 更 事 由	1 業 種	2 作 業	3 建 物	4 施 設
工 場 の 名 称					
工 場 の 所 在 地					
地 域 等	用 途 地 域		水 域		
業 種 ①	①	②			
作 業 の 種 類 ②					
主 要 生 産 品 目					
資 本 金	円	作 業 時 間	時 分 から 時 分 まで (時間)		
自 動 車 の 出 入 口 が 接 する 道 路 の 幅 員			100メートル以 内の学校・病院等 の所在位置	有 △位置:別紙 () のとお 無	
工 事 着 工 予 定	年 月 日	工 事 完 成 予 定	年 月 日		
従 業 員 数	人	常 用 雇 用 者 数	人		
公 害 防 止 担 当 部 課	担 当 部 課 責 任 者 氏 名				
連 絡 先	所 属 氏 名 電 話 番 号 (ファクシミリ番号 電子メールアドレス)				
※ 受 付 欄			※ 手 数 料		

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
- 3 △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- 4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
- 5 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
- 6 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
- 7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

その2

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後（設置）	㎡	2 変更前	㎡
	建物の配置等	△別紙（ ）のとおり			
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙（ ）のとおり			
	周囲の状況	△別紙（ ）のとおり			
施の状況	機械・設備等の施設	△別紙（ ）のとおり			
	構造・配置・使用方法	△別紙（ ）のとおり			
	動力用電力の合計（kW）	その他の電力の合計（kW）	総燃料油使用量（□/日）	総用水量（□/日）	取水方法
	1				総排水量（□/日）
	2				
工場で取り扱う有害ガス又は有害物質					
作業の工程					
	屋外の作業				
公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）					

- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
- 2 「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
- 3 「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場で行っているものを記入すること。

敷地内建物の配置及び給排水系統図

- 備考
- 1 配置図には、建物の用途を記入すること。
 - 2 給排水系統については、給水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。
 - 3 適当な図面があれば、それによることできる。

機械・設備等の施設						
工場における施設番号	新既の別	種類	公称能力	台数	動力用電力 (kW) (原動機)	その他の電力 (kW) (原動機以外)
合 計						

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法

工場における施設番号					
種類・名称・型式					
使用開始（予定）年月日					
規	主要寸法（m） 又は定格出力（kW）				
	伝熱面積・火格子面積・火床面積 又は羽口面断面積（㎡）				
	原材料処理能力（t/h） 又は焼却能力（kg/h）				
	燃料の燃焼能力（□/ h、□N/ h） 又は変圧器の定格容量（kVA）				
模	乾燥施設の容量（□）				
	電流容量（kA） 又はポンプの動力（kW）				
使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動				
原材料	種類				
	使用割合				
	いおう分（%）カドミウム分（%） 又は鉛分（%）				
	1日の使用量				
燃料又は電力	種類				
	灰分（%）・いおう分（%）				
	発熱量				
	1日の使用量				
	混焼割合				
参考事項					

- 備考 1 この用紙は、申請書の「機械・設備等の施設」欄に記入した施設のうち、条例別表第7 1の部(1)の款の付表第1に掲げる施設、同条例別表第3に掲げる有害ガスを発生する施設、粉じんを発生する施設（施行規則別記第7号様式の別紙3又は4に該当する施設を除く。）及び悪臭を発生する施設について記入すること。
- 2 「いおう分（%）カドミウム分（%）又は鉛分（%）」欄の記入に当たっては、重量比及び容量比の別を明らかにすること。
- 3 酸素吹込式の炉については、「参考事項」欄に、酸素吹込量、使用時間等を記入すること。

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理の方法

処理施設の工場における施設番号							
処理する発生施設の工場における施設番号							
処理施設の種類・名称・型式							
使用開始（予定）年月日							
処理能力	総排出物の量 (m^3N/h)	最大					
		常用					
	総排出物の温度 ($^{\circ}C$)	処理前					
		処理後					
	総排出物中の酸素濃度 (%)		処理後				
	ばいじんの濃度 (g/m^3N)	処理前					
		処理後 (効率%)	()	()	()	()	
	いおう酸化物の濃度 (容量比ppm)	処理前					
		処理後 (効率%)	()	()	()	()	
	いおう酸化物の濃度 (m^3N/h)	最大	処理前				
			処理後 (効率%)	()	()	()	()
		常用	処理前				
			処理後 (効率%)	()	()	()	()
	窒素酸化物の濃度 (容量比ppm)	最大	処理前				
			処理後 (効率%)	()	()	()	()
常用		処理前					
		処理後 (効率%)	()	()	()	()	
有毒ガス・粉じん・悪臭	の濃度 ()	処理前					
	処理後 (効率%)	()	()	()	()		
の濃度 ()	処理前						
	処理後 (効率%)	()	()	()	()		
使用状況	1日の使用時間・1月使用日数		時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	
	季節変動						
煙突・排気塔	高さ (m)						
	頂口径 (m)						
	排出速度 (m/s)						

備考 1 ばい煙の濃度等は、乾きガス中の濃度等とすること。

2 有害ガス・粉じん・悪臭の「 の濃度」欄には、有害ガス、粉じんについてはその種類を、悪臭については悪臭の文字を記入し、() 欄には、 cm^3/m^3N 、 mg/m^3N 、臭気指数又は臭気排出強度の文字を記入すること。

粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場における施設番号					
名称・型式					
使用開始（予定）年月日					
規模	原料の処理能力（t／日）				
	炉室数				
	炭化時間（h）				
装炭作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
	集じん装置の効率（％）				
	送風機の原動機出力（kW）				
窯出し作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
	集じん装置の効率（％）				
	送風機の原動機出力（kW）				
消火作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
参考事項					

備考 1 「参考事項」欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記入すること。

2 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその寸法を記入した概要図を添付すること。

粉じん発生施設（^{たい}堆積場、コンベア、破砕機、磨砕機、ふるい、
バッチャープラント、製綿機）の構造並びに使用及び管理の方法

工場における施設番号					
名称・型式・基数					
使用開始（予定）年月日					
規	面積（㎡）・ ^{たい} 堆積能力（t）				
	ベルト幅（cm）又はバケット 内容積（□）・運搬能力（t/h）				
模	原動機の定格出力（kW）				
	処理能力（t/h）				
使	集じん装置	集じん装置の種類・型式			
		集じん装置の効率（%）			
		送風機の原動機出力(kW)			
用	散	装置の種類・型式			
		装置の能力（□/ h）			
		散水の方法又は運搬量若しくは 処理量当たりの散水量 （□/ t）			
管	薬液の 散布	薬液の種類・名称			
		装置の種類・型式・基数			
		装置の能力（□/ h）			
		散布の方法			
法	防じんカバーの設置状況				
その他	方 法				
参 考 事 項					

- 備考 1 「規模」の欄には、^{たい}堆積場については面積及び^{たい}堆積能力を、コンベアについてはベルト幅又はバケット内容積及び運搬能力を、破砕機、磨砕機、ふるい、バッチャープラント及び製綿機については原動機の定格出力及び処理能力を、記入すること。
- 2 「散水の方法又は運搬量若しくは処理量当たりの散水量」欄には、^{たい}堆積場については散水の方法（水量、実施頻度等）を、コンベアについては運搬量当たりの散水量を、その他のものについては処理量当たりの散水量を記入すること。
- 3 「薬液の散布」欄は、^{たい}堆積場についてのみ記入すること。
- 4 「その他」欄には、^{たい}堆積場については締固めの装置・型式及び方法並びに散水等と同等以上の効果を有する措置、その他のものにあつては散水等と同等以上の効果を有する措置について記入すること。
- 5 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

汚水の発生施設の構造等

工場における施設番号									
種類・名称・型式									
使用開始（予定）年月日									
構造									
主要寸法(m)									
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動								
原材料	種類								
	使用量(1日あたり)								
	使用方法								
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水量 (□/日)									
汚水の 水質	水素イオン濃度 (□)								
	生物化学的酸素要求量 (mg/□)								
	化学的酸素要求量 (mg/□)								
	浮遊物質 (mg/□)								
	外観								
	臭気								
	温度 (°C)								
その他の 項目	()								
	()								
	()								
	()								
製品又は中間製品の取り出しに際しての廃液分離方法									

- 備考 1 「汚水の発生施設」とは、冷凍用冷却装置、ばい煙の洗浄装置、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設等をいう。
- 2 「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表 4の部(2)(ア)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び磷含有量のうち、汚水の発生施設から排出されるものをすべて記入すること。また、()には、単位を記入すること。

汚水の処理の方法

処理施設の工場における施設番号													
処理する発生施設の工場における施設番号													
種類・名称・型式													
使用開始(予定)年月日													
構造													
主要寸法 (m)													
能力 (m ³ / 日)													
処理の方式													
消耗資材	資材名												
	用途												
	1日の使用量												
使用状況	1日の使用時間 ・1月の使用日数	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月									
	季節変動												
		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
処理に係る汚水量・水質	汚水量 (m ³ / 日)												
	水素イオン濃度 (pH)												
	生物化学的酸素要求量 (mg / l)												
	化学的酸素要求量 (mg / l)												
	浮遊物質 (mg / l)												
	外観												
	臭気												
	温度 (°C)												
	その他の項目		()										
			()										
()													
()													
各排水口の汚水量・水質	排水口番号	汚水量 (m ³ / 日)		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量 (mg / l)	化学的酸素要求量 (mg / l)	浮遊物質 (mg / l)	外観	臭気	温度 (°C)	その他の項目		
		通常	最大								()	()	()
		通常	最大										
		通常	最大										
		通常	最大										
さ残	種類												
	生成量 (k g / 日)												
	処理方法の概要												

- 備考 1 「処理施設」とは、工場に設置されている施設であって、発生施設等から排出される汚水を処理するためのものをいう。
- 2 「処理に係る汚水量・水質」欄及び「各排水口の汚水量・水質」欄中の「その他の項目」の欄には、条例別表第7-4の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表-4の部(2)アの表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、汚水の処理施設又は工場から排出されるものをすべて記入すること。また、()には、単位を記入すること。
- 3 「各排水口の汚水量・水質」欄には、工場の各排水口から排出される総汚水量及びその水質を記入すること。

騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号					
種類・名称・型式					
公称能力					
数					
使用開始（予定）年月日					
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動				
騒音又は振動の防止の方法					
事業用自動車	種類				
	用途				
	積載量				
	台数				
	1時間当たりの出入回数				
	1日当たりの出入回数				

- 備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。
- 2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

地下水揚水施設の構造等

揚 水 施 設	名 称 又 は 番 号	
	設 置 ・ 変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
	さ く 井 年 月 日	年 月 日
	深 度 (地 表 面 下 m) ・ 側 管 口 径 (mm)	深 度 m、 側 管 口 径 mm
	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 m)	m～ m、 m～ m m～ m、 m～ m
揚 水 機	種 類 ・ 名 称 ・ 型 式	
	原 動 機 の 出 力 ・ 揚 水 能 力	kW □/分
	吐 出 口 断 面 積	□
水 量 測 定 器	種 類 ・ 名 称 ・ 型 式	
	検 定 年 月 日	
地 下 水 位	計 測 方 法	
	静 止 水 位 、 揚 水 水 位 (地 表 面 下 m)	m m
地 下 水 揚 水 量		□ (1日平均)
地 下 水 の 用 途		
施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計		
変 更 前	施設数、吐出口断面積の合計	本 □
	地下水揚水量の合計	□ (1日平均)
変 更 後	施設数、吐出口断面積の合計	本 □
	地下水揚水量の合計	□ (1日平均)
揚水施設担当者		
所属、氏名、電話番号		

備考 1 必要に応じ図面を添付のこと。

2 複数の揚水施設の設置(変更)の場合は、地下水揚水施設の構造等について、揚水施設別に作成のこと。ただし、「施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計」の欄については、1枚目に記入し、2枚目以降には記入しないこと。

3 完成後、揚水試験を実施したときは、その報告書の写しを提出すること。

廃棄物の種類・生成量・処理方法

使用原料	① 種類				
	② 使用量(kg/月)				
廃棄物	③ 種類				
	④ 生成量(kg/月)				
中間処理	⑤ 処理方法				
	⑥ 処理施設の種類・規模(kg/月)				
	⑦ 処理経費(円/kg)				
最終処分	⑧ 廃棄物の種類				
	⑨ 処理量(kg/月)				
	⑩ 委託・売却・自己処分の区別				
	⑪ 委託先・売却先の名称・住所				
	⑫ 処理方法				
	⑬ 処分地				
	⑭ 処分経費(円/kg)				

- 備考 1 「中間処理」とは、廃棄物を最終処分するために償却、中和等の処理を行うことをいい、「中間処理」欄は、工場内で自らが中間処理を行う場合のみに記入すること。
- 2 「処理方法」欄には、焼却、中和、乾燥等の処理方法を記入すること。
- 3 「処理方法」欄には、埋立て、海洋投棄等の処分方法を記入すること。